

指定短期入所生活介護事業

運営指導基準

— 令和5年1月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

- 「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)
- 「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- 「条例」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)
- 「規則」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)
- 「施行要領」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例および東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
- 「告示」＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)
- 「留意事項」＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)
- 「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)
- 「平12厚告29」＝厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)

運営指導基準（指定短期入所生活介護事業） ※ユニット型、空床利用および併設事業所を除く。

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令	確認書類等	評価
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>法第73条第1項 条例第146条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・パンフレット等 	<p>C</p>
第2 人員に関する基準	<p>1 従業員の配置の基準</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに短期入所生活介護従業者の区分に応じつぎに定める員数となっているか。</p> <p>① 医師 1人以上</p> <p>② 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100またはその端数を増すごとに1人以上</p> <p>③ 介護職員または看護師もしくは准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1人以上</p> <p>④ 栄養士 1人以上 ただし、利用定員（条例149条第1項に規定する利用定員）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所で他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。</p> <p>⑤ 機能訓練指導員 1人以上</p>	<p>法第74条第1項 条例第147条第1項 規則第31条第1項</p> <p>規則第31条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証 ・業務日誌 ・利用者数が分かる書類等 	<p>C</p>

	<p>⑥ 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>(2) (1)の利用者数は、前年度の平均数により算定しているか。 ただし、新規に指定短期入所生活介護事業者の指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。</p> <p>(3) ① (1) ②の生活相談員のうち1人、また、(1)③の介護職員または看護職員のうち1人は、常勤の者となっているか。 ② 生活相談員は、東京都特別養護老人ホームの設備および運営に関する条例(平成24年東京都条例40号)第5条第2項に定める生活相談員に準じているか。</p> <p>(4) (1) ③の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所または指定訪問看護ステーションとの密接な連携により看護職員を確保しているか。</p> <p>(5) (1) ⑤の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、以下の資格を有する者となっているか。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員または介護職員が行っても差し支えない。 なお、機能訓練指導員は、当該指定短期入所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師またはきゅう師（はり師およびきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能</p>	<p>規則第31条第3項</p> <p>規則第31条第5項 施行要領第3の8の1 (2)</p> <p>規則第31条第6項 施行要領第3の8の1 (3)</p> <p>規則第31条第7項 施行要領第3の8の1 (4)</p> <p>規則第31条第8項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	-------------------------------------

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>※ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第129条第1項に規定する基準を満たすことをもって、(1)～(4)に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。</p> <p>ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>1 利用定員等</p> <p>指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。</p> <p>※ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第131条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、上記の利用定員に関する基準を満たすものとみなす。</p> <p>2 設備および備品等</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のた</p>	<p>条例第147条第2項</p> <p>条例第148条第1項 条例第148条第2項</p> <p>条例第149条 規則第32条第1項</p> <p>法第74条第2項</p>	<p>・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカード ・勤務表</p> <p>・定員数が分かるもの (運営規程、利用者名簿等)</p> <p>・平面図</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--------------------	--	---	---	-------------------------------------

	<p>めに使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室および機能訓練室(以下「居室等」という。)を二階以上の階および地階のいずれにも設けていない建物については建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(2)(1)の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、つぎの①～③のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物または準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>③ 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>(3)指定短期入所生活介護事業所は、つぎに掲げる①～⑮の設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備および備品等を備えているか。</p> <p>また、それぞれの基準を満たしているか。</p> <p>① 居室</p> <p>ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p>	<p>条例第150条第1項 施行要領第3の8の2 (2)</p> <p>条例第150条第2項</p> <p>規則第33条第2項1号</p> <p>規則第33条第2項2号 規則第33条第2項3号</p> <p>条例第150条第3項</p> <p>規則第33条第5項</p>	<p>・設備・備品台帳等</p>	<p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	------------------	-------------------

	<p>② 食堂 および ③ 機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、「3㎡×利用定員」以上とすること。</p> <p>※ 食事の提供および機能訓練を行う場合において、当該食事の提供および機能訓練に支障のない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>④ 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。</p> <p>⑤ 便所 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>⑥ 洗面設備 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>⑦ 医務室</p> <p>⑧ 静養室</p> <p>⑨ 面談室</p> <p>⑩ 介護職員室</p> <p>⑪ 看護職員室</p> <p>⑫ 調理室 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫および防鼠の設備を設けるものとすること。</p> <p>⑬ 洗濯室または洗濯場</p> <p>⑭ 汚物処理室 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものであること。 また、焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備および便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂および調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。</p> <p>⑮ 介護材料室</p> <p>※ ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等および当該指定短期入所生活介護事業</p>	<p>施行要領第3の8の2 (9)</p> <p>施行要領第3の8の2 (10)</p> <p>施行要領第3の8の2 (11)</p>		
--	--	---	--	--

	<p>所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等および当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、①居室、⑤便所、⑥洗面設備、⑧静養室、⑩介護職員室、⑪看護職員室を除く設備は、設けないことができる。</p> <p>(4) 上記(3)以外の指定短期入所生活介護事業所の設備はつぎの基準を満たしているか。</p> <p>① 廊下の幅は、1.5m以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に使用する設備のある廊下をいう。）にあっては、1.8m以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した指定短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>② 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>③ 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>④ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>⑤ 居室、機能訓練室、食堂、浴室および静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>※ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1) から(4)の基準を満たすとみなす。</p> <p>(5) 経過措置</p> <p>東京都条例の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設または老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、この条例の施行の後に増築され、または全面的に</p>	<p>条例第150条第4項 施行要領第3の8の2 (7)</p> <p>条例第150条第5項</p> <p>施行要領第3の8の2 (13)</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	----------------------------

第4 運営に関する基準	<p>改築された部分を除く。)については、設備基準のうち、居室の定員に関する基準(4人以下)、利用者一人当たりの床面積に関する基準(10.65平方メートル以上)、食堂および機能訓練室の面積に関する基準(3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上)並びに構造設備の基準(廊下の幅の基準、常夜灯の設置、傾斜路の設置等)を適用しないものである。</p>			
	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理および指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に、条例「第9章第4節 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>条例第167条(準用第51条第1項)</p> <p>条例第167条(準用第51条第2項)</p>		<p>C</p> <p>C</p>
	<p>2 運営規程</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的および運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>③利用定員</p> <p>④指定短期入所生活介護の内容および利用料その他の費用の額</p> <p>⑤通常の送迎の実施地域</p> <p>⑥指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑦緊急時等における対応方法</p> <p>⑧非常災害対策</p> <p>⑨虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑩その他運営に関する重要事項</p> <p>※ ⑨については、令和6年3月31日までの経過措置期間あり。</p>	<p>条例第151条第1項 施行要領第3の8の3 (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・重要事項説明書 ・指定申請書および変更届控 	<p>C</p>
<p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定</p>	<p>条例第167条(準用第103</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 	<p>C</p>	

	<p>短期入所生活介護を提供することができるよう各指定短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員および機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所生活介護については、この限りでない。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（看護職員、介護福祉士または介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>※(4)については、令和6年3月31日までの経過措置期間あり。</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置)</p> <p>4 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的にいき、および業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に</p>	<p>条第1項)</p> <p>施行要領第3の8の3(17)イ</p> <p>条例第167条(準用第103条第2項)</p> <p>条例第167条(準用第103条第3項)</p> <p>条例第167条(準用第103条第4項)</p> <p>条例第167条(準用第11条の2第1項)</p> <p>条例第167条(準用第11</p>	<p>・就業規則</p> <p>・勤務表</p> <p>・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかる文書</p> <p>・勤務実績表(勤務実績が確認できるもの)</p> <p>・研修計画、実施記録</p> <p>・事業主の方針および相談に応じる体制が分かる書類等</p> <p>・業務継続計画</p> <p>・研修、訓練実施記録等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	---	---

	<p>対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>※ 上記(1)～(3)については令和6年3月31日までの経過措置期間あり。</p> <p>5 対象者等</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p> <p>6 内容および手続の説明および同意</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 居宅基準第153条第1項は、指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開</p>	<p>条の2第2項)</p> <p>条例第167条(準用第11条の2第3項)</p> <p>条例第152条第1項</p> <p>条例第152条第2項</p> <p>条例第153条第1項</p> <p>施行要領第3の8の3(3)</p>	<p>・運営規程</p> <p>・重要事項説明書(利用者または家族の署名、捺印)</p> <p>・利用契約書(利用者または家族の署名、捺印)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	--

	<p>示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること(サービスの内容および利用機関等を含む)につき同意を得ているか。</p> <p>なお、当該同意については、利用者および指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>7 提供拒否の禁止 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>8 サービス提供困難時の対応 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>9 受給資格等の確認 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>条例第167条(準用第13条)</p> <p>条例第167条(準用第14条)</p> <p>条例第167条(準用第15条第1項)</p> <p>条例第167条(準用第15条第2項)</p>	<p>・利用申込受付簿等</p> <p>・居宅介護支援事業者へ連絡をしたことがわかる書類等 ・サービス提供依頼書等</p> <p>・利用者に関する記録 (被保険者証の写等)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
--	---	---	--	-------------------------------------

	<p>10 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>11 心身の状況等の把握</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区への届出等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行っているか。</p> <p>13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。</p>	<p>条例第167条（準用第16条第1項）</p> <p>条例第167条（準用第16条第2項）</p> <p>条例第167条（準用第17条）</p> <p>条例第167条（準用第19条）</p> <p>条例第167条（準用第20条）</p>	<p>・利用者に関する記録</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・サービス担当者会議の記録等</p> <p>・利用者の届出書控等</p> <p>・居宅サービス計画書</p> <p>・居宅サービス計画書</p> <p>・短期入所生活介護計画書</p> <p>・サービス提供記録等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	---	--

	<p>14 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日および内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。</p> <p>15 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)および(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、支払を利用者から受けることができるつぎに掲げる費用の額以外の額を受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用</p> <p>② 滞在に要する費用</p>	<p>条例第167条（準用第23条第1項）</p> <p>条例第167条（準用第23条第2項）</p> <p>条例第154条第1項</p> <p>条例第154条第2項</p> <p>条例第154条第3項 施行要領第3の8の3 (4) ②</p>	<p>・サービス提供記録</p> <p>・業務日誌</p> <p>・送迎記録</p> <p>・サービス提供票、サービス提供票別表等</p> <p>・サービス提供票、サービス提供票別表等</p> <p>・介護給付費明細書</p> <p>・請求書</p> <p>・領収書</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	---	--

	<p>③ 利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用</p> <p>④ 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>⑥ 理美容に要する費用</p> <p>⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護として提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) ①～④に掲げる費用の額については、別に厚生労働大臣が定めるところにより取り扱っているか。</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 ただし、(3) の①～④に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。)に係るものおよびその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>16 保険給付の申請に必要な証明書の交付 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当</p>	<p>規則第35条</p> <p>条例第154条 第4項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>法施行規則第65条</p> <p>条例第167条(準用第25</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>・サービス提供証明書控</p>	
--	---	--	--	--

	<p>しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>17 指定短期入所生活介護の取扱方針</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、18(1)に規定する短期入所生活介護計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われているか。</p> <p>(3) 短期入所生活介護従業者は、利用者またはその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(5) 身体的拘束等を行う際の判断体制の整備および「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているか。</p> <p>(6) 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、</p>	<p>条)</p> <p>条例第155条第1項</p> <p>条例第155条第2項</p> <p>条例第155条第3項</p> <p>条例第155条第4項</p> <p>「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年老発第155号(「身体拘束ゼロ作戦」の推進について)</p> <p>条例第155条第5項</p>	<p>(介護給付明細書代用可)</p> <p>・短期入所生活介護計画書</p> <p>・本人または家族への身体的拘束等に関する説明書</p> <p>・緊急やむを得ない場合の検討の記録</p> <p>・緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察、再検討記録</p> <p>・身体拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	--	---

	<p>その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しているか。</p> <p>(7) 指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p> <p>18 短期入所生活介護計画の作成</p> <p>(1) 管理者は、相当期間（概ね4日以上連続して利用する場合を指す。）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望および置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。</p> <p>また、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(2) 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該指定短期入所生活介護の内容について利用者またはその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(3) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(4) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成しているか。</p> <p>(5) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所から短期入所生活介護計画の提供の求め</p>	<p>条例第155条第6項</p> <p>条例第156条第1項 施行要領第3の8の3 (6)の①</p> <p>施行要領第3の8の3 (6)②</p> <p>条例第156条第2項</p> <p>条例第156条第3項</p> <p>施行要領第3の8の3 (6)の④</p> <p>施行要領第3の8の3 (6)の⑤</p>	<p>・居宅サービス計画書 ・短期入所生活介護計画書（利用者または家族の署名、捺印） ・アセスメントシート ・モニタリングシート</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
--	---	---	--	---

	<p>があった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p> <p>19 介護</p> <p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上利用者を入浴させ、または清しきするとともに、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)、(2)に規定するほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>20 食事</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しているか。</p> <p>21 機能訓練</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行っているか。</p> <p>22 健康管理</p>	<p>条例第157条第1項</p> <p>条例第157条第2項</p> <p>条例第157条第3項</p> <p>条例第157条第4項</p> <p>条例第157条第5項</p> <p>条例第158条</p> <p>条例第159条</p>	<p>・サービス提供記録</p> <p>・業務日誌等</p> <p>・サービス提供記録</p> <p>・業務日誌等</p> <p>・サービス提供記録</p> <p>・業務日誌等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	--	--

	<p>指定短期入所生活介護事業所の医師および看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。</p> <p>23 相談および援助 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>24 その他のサービスの提供 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p> <p>25 利用者に関する区への通知 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合または偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、もしくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p> <p>26 緊急時等の対応 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>27 定員の遵守</p>	<p>条例第160条</p> <p>条例第161条</p> <p>条例第162条第1項</p> <p>条例第162条第2項</p> <p>条例第167条（準用第30条）</p> <p>条例第163条</p>	<p>・サービス提供記録 ・業務日誌等</p> <p>・サービス提供記録 ・業務日誌等</p> <p>・サービス提供記録 ・業務日誌等</p> <p>・サービス提供記録 ・業務日誌等</p> <p>・区に送付した通知に係る記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	---	---

	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用定員および居室の定員を超えることとなる利用数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 利用者の状況または利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者および他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、定員を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>この場合、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に行っているか。</p> <p>なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人までとしているか。</p>	<p>条例第164条第1項 規則第36条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録等 	C
	<p>(2) 利用者の状況または利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者および他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、定員を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>この場合、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に行っているか。</p> <p>なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人までとしているか。</p>	<p>条例第164条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者名簿 ・業務日誌等 ・国保連への請求書控え ・送迎記録 	C
<p>28 衛生管理等</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、つぎに掲げる措置を講じているか。</p> <p>※ 上記(2)については、令和6年3月31日までの経過措置期間あり。</p> <p>① 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周</p>	<p>施行要領第3の8の3 (14)</p>	<p>条例第167条(準用第109条第1項)</p> <p>条例第167条(準用第109条第2項)</p> <p>規則第37条(準用第19条の2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理に関するマニュアル等 ・委員会等の記録 ・指針 ・研修および訓練実施記録 	C

	<p>知すること。</p> <p>② 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。</p> <p>29 非常災害対策</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報および連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) (1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。</p> <p>(3) 条例第110条は、指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報および連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報および連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）および風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定およびこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	<p>条例第167条(準用第110条第1項)</p> <p>条例第167条(準用第110条第2項)</p> <p>施行要領第3の8の3(17)(準用同第3の6の3(7))</p>	<p>・非常災害に関する具体的な計画(消防計画および風水害、地震等の災害に対応するための計画)</p> <p>・運営規程</p> <p>・避難訓練の記録</p> <p>・通報、連絡体制</p> <p>・消防署への届出</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
--	---	---	--	----------------------------

	<p>(耐震措置)</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件(※)を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しているか。</p> <p>*一定要件 階数2および延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2および延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>30 掲示 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、上に規定する事項を記載した書面を指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、規定による掲示に代えることができる。</p> <p>31 秘密保持等</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p> <p>条例第167条(準用第33条第1項)</p> <p>条例第167条(準用第33条第2項)</p> <p>条例第167条(準用第34条第1項)</p> <p>条例第167条(準用第34条第2項)</p> <p>条例第167条(準用第34条第3項)</p>	<p>・掲示物等</p> <p>・従業員の秘密保持誓約書</p> <p>・個人情報同意書(利用者または家族の署名、捺印)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	---

	<p>意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>32 広告 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものになってはいないか。</p> <p>33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>34 苦情処理 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者およびその家族からの指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定による区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該区の職員が行う質問もしくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力し、当該区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。 また、当該区からの求めがあった場合には、当該改善の内容を報告しているか。 (5) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活</p>	<p>条例第167条（準用第35条）</p> <p>条例第167条（準用第36条）</p> <p>条例第167条（準用第37条第1項）</p> <p>条例第167条（準用第37条第2項）</p> <p>施行要領第3の8の3(17)（準用同第3の1の3(23)②）</p> <p>条例第167条（準用第37条第3項）</p> <p>条例第167条（準用第37</p>	<p>・パンフレット、チラシ等 ・ホームページ等</p> <p>・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル ・重要事項説明書</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	--	---

	<p>介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>また、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときには、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>35 地域等との連携 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p> <p>36 地域との連携等 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、区が実施する社会福祉に関する事業に協力するように努めているか。</p> <p>37 事故発生時の対応 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>38 虐待の防止 指定短期入所介護事業者は、虐待の発生および再発を防止する</p>	<p>条第4項)</p> <p>条例第165条</p> <p>条例第167条（準用第38条第1項）</p> <p>条例第167条（準用第39条第1項）</p> <p>条例第167条（準用第39条第2項）</p> <p>施行要領第3の8の3(17)（準用同第3の1の3(30)③）</p> <p>条例第167条（準用第39</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>・事故対応マニュアル ・事故の状況および事故に際して採った措置（区、家族、介護支援専門員への報告を含む）の記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録</p> <p>・委員会等の記録</p>	<p></p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	--	--

	<p>ため、つぎに掲げる措置を講じているか。 ※ 令和6年3月31日までの経過措置期間あり。</p> <p>(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。 (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) (1) から (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>39 会計の区分 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法等については、平成12年3月10日老計第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」および平成13年3月28日老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」により、適切に行われているか。</p> <p>40 記録の整備 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了日から2年間保存しているか。 ①短期入所生活介護計画 ②都条例第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③都条例第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時</p>	<p>条の2) 規則第37条(準用第4条の3)</p> <p>条例第167条(準用第40条)</p> <p>条例第166条第1項</p> <p>条例第166条第2項</p>	<p>・指針 ・研修記録</p> <p>・会計関係書類</p> <p>・従業者、設備、備品および会計に関する記録等 ・サービスの提供の記録等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	----------------------------

	<p>間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>④都条例第30条に規定する区への通知に係る記録</p> <p>⑤都条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥都条例第39条第1項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p> <p>41 その他</p> <p>(1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係期間や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p> <p>(2) 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しているか。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p>			
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p>	<p>平成28年9月15日付老高発0915第1号</p> <p>水防法第15条の3第1項、第2項</p> <p>水防法第15条の3第5項</p> <p>法第75条第1項</p> <p>法第75条第2項</p>	<p>・避難確保計画</p> <p>・訓練記録</p> <p>・指定申請書および変更届控</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>第6 介護給付費の算定および取扱い</p>	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、告示別表8「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前</p>	<p>法第41条第4項</p> <p>告示1</p> <p>指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企</p>	<p>・短期入所生活介護計画書</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付明細書</p> <p>・サービス提供票・別票</p> <p>・サービス提供証明書</p>	<p>C</p>

	<p>に届出を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 22 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 算定の区分等</p> <p>(1) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分および別に厚生労働大臣が定める施設基準掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) (1) について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 利用者の数または介護職員もしくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。</p> <p>3 生活機能向上連携加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、つぎの「厚生労働大臣が定める基準」に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算(Ⅰ)については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算(Ⅱ)については1月につき、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定</p>	<p>第39号) 告示 2</p> <p>告示 3</p> <p>告示別表 8 のイおよびロの注1 施設基準告示 9 平12厚告29の 1 イ</p> <p>通所介護費等の算定方法告示 3</p> <p>告示別表 8 イおよびロ注 5 大臣基準告示34の 4 留意事項第 2 の 2 (7)</p>	<p>(「短期入所生活介護サービスコード表」参照)</p> <p>・加算体制届出 (以下同じ)</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	
--	---	---	---	--

	<p>している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、(Ⅰ)は算定せず、(Ⅱ)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位</p> <p>4 機能訓練指導員に係る加算 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（はり師およびきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>5 個別機能訓練加算 「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合に、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を加算しているか。</p> <p>6 看護体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと</p>	<p>告示別表8イおよびロ注6 留意事項第2の2(8)</p> <p>告示別表8イおよびロ注7 大臣基準告示36 留意事項第2の2(9)</p> <p>告示別表8イおよび</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	--	----------------------------

	<p>して知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅲ）イまたはロを算定せず、看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅳ）イまたはロを算定しない。</p> <p>(1) 看護体制加算（Ⅰ） 4単位 (2) 看護体制加算（Ⅱ） 8単位 (3) 看護体制加算（Ⅲ）イ 12単位 (4) 看護体制加算（Ⅲ）ロ 6単位 (5) 看護体制加算（Ⅳ）イ 23単位 (6) 看護体制加算（Ⅳ）ロ 13単位</p> <p>7 医療連携強化加算</p> <p>「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しないであるか。</p> <p>8 夜勤職員配置加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 13単位 (2) 夜勤職員配置加算（Ⅲ） 15単位</p>	<p>ロ注8 施設基準告示12 留意事項第2の2（10）</p> <p>告示別表8イおよび ロ注9 大臣基準告示37 利用者等告示20 留意事項第2の2（11）</p> <p>告示別表8イおよびロ 注10 平12厚告29の1ハ 留意事項第2の2（12）</p>		<p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	--	-------------------

	<p>9 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>10 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、9 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>11 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。</p> <p>12 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) つぎのいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定しているか。 (1) 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 (2) 厚生労働大臣が定める施設基準(居室の面積が10.65㎡以下)に適合する従来型個室を利用する者 (3) 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用</p>	<p>告示別表8のイおよびロ注11 留意事項第2の2(13)</p> <p>告示別表8イおよびロ注12 大臣基準告示18 留意事項第2の2(14)</p> <p>告示別表8イおよびロ注13 留意事項第2の2(15)</p> <p>告示別表8イおよびロ注14</p> <p>施設基準告示13</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	--	-------------------------------------

	<p>の必要があると医師が判断した者</p> <p>13 緊急短期入所受入加算 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、9認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しないでいるか。</p> <p>14 30日を超える利用 連続して30日を超える日以降の短期入所生活介護費の算定利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定していないか。</p> <p>15 長期利用者サービス提供減算 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日つき30単位を所定単位数から減算する。</p> <p>16 療養食加算 つぎに掲げるいずれの基準にも適合するものとして知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、「厚生労働大臣が定める療養食」（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風および特別な場合の検査食）の療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、8単位を所</p>	<p>告示別表8イおよびロ注15 利用者等告示21 留意事項第2の2（18）</p> <p>告示別表8イおよびロ注17</p> <p>告示別表8イおよびロ注18 利用者等告示22 留意事項第2の2（20）</p> <p>告示別表8ハ注 利用者等告示23 大臣基準告示35 留意事項第2の2（16）</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	--	-------------------------------------

	<p>定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 食事の提供が管理栄養士または栄養士によって管理されていること。</p> <p>(2) 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量および内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>(3) 食事の提供が、「厚生労働大臣が定める基準」(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。</p> <p>(4) 療養食の献立表が作成されていること。</p> <p>17 在宅中重度者受入加算</p> <p>指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき、つぎに掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 看護体制加算(Ⅰ)または(Ⅲ)イもしくはロを算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)または(Ⅳ)イもしくはロを算定していない場合に限る。) 421単位</p> <p>(2) 看護体制加算(Ⅱ)または(Ⅳ)イもしくはロを算定している場合(看護体制加算(Ⅰ)または(Ⅲ)イもしくはロを算定していない場合に限る。) 417単位</p> <p>(3) 看護体制加算(Ⅰ)または(Ⅲ)イもしくはロおよび(Ⅱ)または(Ⅳ)イもしくはロをいずれも算定している場合 413単位</p> <p>(4) 看護体制加算を算定していない場合 425単位</p> <p>18 認知症専門ケア加算</p> <p>指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。</p>	<p>告示別表8ニ注 留意事項第2の2(17)</p> <p>告示別表8ホ注 大臣基準告示3の2 留意事項第2の2(19)</p>	<p>C</p> <p>C</p>	
--	---	---	-------------------	--

	<p>ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位</p> <p>19 サービス提供体制強化加算</p> <p>つぎに掲げる「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しないこととなっているが、算定していないか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p> <p>20 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p>	<p>告示別表8へ注 大臣基準告示38 留意事項第2の2(21)</p> <p>告示別表8ト注 大臣基準告示39</p>	<p>・介護職員処遇改善計画書 ・介護職員等特定処遇改善計画書 ・給与明細等</p>	<p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	--	-------------------

	<p>21 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 算定した単位数の1000分の27に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>22 介護職員等ベースアップ等支援加算(令和4年10月1日適用) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、イからへまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>23 定員超過利用に係る減算 利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p>	<p>告示別表8チ注 大臣基準告示39の2</p> <p>告示別表8リ注 大臣基準告示39の3 (準用4の3)</p> <p>留意事項第2の1(3)</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	--	----------------------------